



災害補償課 消防団員等公務災害補償制度の対象となる民間協力者について

消防団員等公務災害補償制度では、非常勤の消防団員及び水防団員のほか、なぜ民間協力者が補償の対象者とされているのでしょうか。

消防団員等公務災害補償制度の対象となる民間協力者について整理すると、次の表のとおりとなります。

区 分	要 件 根 拠	補 償 根 拠
消防作業従事者	消防法第 25 条第 1 項、第 2 項、 第 29 条第 5 項、第 30 条の 2（準用）、 第 36 条第 7 項（準用）	消防法第 36 条の 3 第 1 項、第 2 項
救急業務協力者	消防法第 35 条の 10 第 1 項	消防法第 36 条の 3 第 1 項
水防従事者	水防法第 24 条	水防法第 45 条
応急措置従事者	災害対策基本法第 65 条第 1 項、 第 2 項（準用）、第 3 項（準用）、 原子力災害対策特別措置法 第 28 条（読替規定）	災害対策基本法第 84 条

公務災害補償制度は、基本的に、非常勤の消防団員及び水防団員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けた場合に、市町村が使用者として、被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進並びに被災団員又はその遺族の援護を図るために必要な福祉事業を行うことを目的としています。

しかしながら、消防作業、救急業務、水防及び応急措置の遂行に当たって一般人の協力の必要な場合があることは、上の表に掲げたように、消防法、水防法、災害対策基本法等で特に規定が設けられ



ていることから明らかです。これらの業務は、いずれも従事者又は協力者の生命又は身体を危険に陥れる場合が多く、それによって受ける損害を放置することは、公平の原則に反することとなるとともに、消防行政等の運用の面から考えても、必要な際に民間人の十分な協力が得られないこととなります。

このような見地から、民間協力者又はその遺族が受ける損害についても、当地を管轄する市町村が補償することとされているものです。逆に言えば、一般人が、仮に会社業務の一環として（職場の上司の命令により）或いは全くの善意により、傷病者の応急手当を行ったことにより災害を受けたとしても、民間協力者としての補償は行われないこととなります。